

## 第46期

## 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会においては当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。同様の事由により、ご来場の株主様へのお土産の配布については、今年度は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午後1時  
開催場所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪 B1F プリンスルーム

※昨年度より、開催時刻及び会場が変更となっております。

※書面またはインターネットによる議決権行使期限  
2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

## 目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類 議案及び参考事項 議案 剰余金の処分の件	9
事業報告	11
連結計算書類等	45
監査報告	49

「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様にご理解を促すため、法令に定めるものに加えて記載しているものであります。



※「日本初となるCLT集合住宅の商品化及び販売開始」で受賞

株 主 各 位



東京都港区港南二丁目16番1号

**大東建託株式会社**

代表取締役社長 小林 克満

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましてはご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。

つきましてはお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午後1時  
(昨年度と開始時間が異なりますのでご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪 B1F プリンスルーム  
(昨年度と会場が異なりますのでご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第46期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件  
2. 第46期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
議案 剰余金の処分の件

以 上

### 本株主総会における新型コロナウイルス感染対策について

ご出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた下記の内容に予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日出席する当社取締役、監査役の人数を最小限とさせていただく場合がございます。
- ◎ 株主総会においては、例年より規模を縮小した議事運営とさせていただく場合がございます。
- ◎ ご来場いただく場合には、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます予定です。
- ◎ 会場においては、感染予防のため間隔を空けた座席配置などを検討しており、万が一会場が満席となった際には、ご入場いただけない場合がございます。
- ◎ 運営スタッフの判断により体調不良とお見受けした株主様につきましては、運営スタッフよりお声を掛けさせていただく場合がございます。
- ◎ その他、必要に応じて感染拡大防止の措置を取らせていただきます。  
なお、株主総会の運営に関して大きく変更が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載させていただきますので、ご来場される際にはご確認くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に修正後の内容を掲載いたします。
- ◎ 当日、当社役員及び係員は、環境への取り組みの一環として、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のウェブ開示について  
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
- ・ 主要な事業内容
  - ・ 従業員の状況
  - ・ 主要な事業所
  - ・ 主要な借入先及び借入額
  - ・ その他株式に関する重要な事項
  - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ③計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表

〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。本株主総会につきましては、是非とも行使方法1または2にてご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 行使方法1. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にてご行使ください。

行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

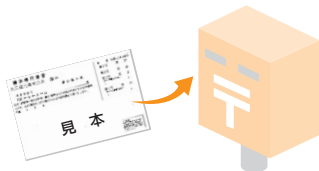
**行使期限**

**2020年6月25日(木) 午後5時まで**

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。(切手は不要です)

**行使期限**

**2020年6月25日(木) 午後5時到着分まで**

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## 行使方法3. 株主総会へ出席



◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**開催日時**

**2020年6月26日(金) 午後1時**

※代理人によるご出席の場合

委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。  
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

## インターネットによる議決権行使方法について [行使期限：2020年6月25日（木）午後5時まで]

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話にて行使可能です。

当社が指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

### ●パソコンの場合



株主総会に関する手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了解される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

① 次の画面へ

なお、本サイトは午前8時から午前9時までの間、保守点検のため取扱いを停止させていただきますことをご案内いたします。

株主総会に関する手続きサイトログインページ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。  
(※別紙の「仮パスワード」をご入力ください。)

② ログインID (半角) ③  
パスワード  
または「仮パスワード」 (半角) ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

パスワード変更

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

・確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の2欄に同じ内容を入力してください。  
・「送信」をクリックすると新しいパスワードが有効となります。

④

現在のパスワード (半角) ⑤  
新しいパスワード (半角)  
新しいパスワード(確認用) (半角) 送信

### 1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

① 「次の画面へ」をクリック

### 2. ログインする

② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

### 3. 新しいパスワードを登録する (初回ログイン時のみ)

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

④ 新しいパスワードを入力

⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

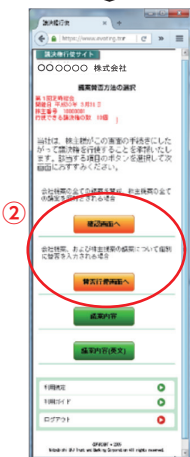
画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ●スマートフォンの場合



### 1. 議決権行使書のQRコードを読み取る

- ① スマートフォンでログイン用QRコードを読み取る

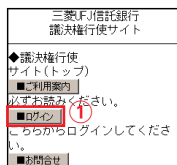


### 2. 議案賛否方法を選択

- ② 議案に賛成する場合は「確認画面へ」、個別に賛否を選択する場合は「賛否行使画面へ」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

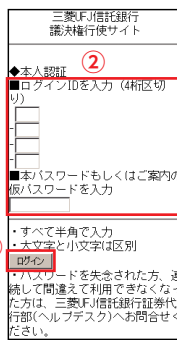
## ●携帯電話の場合



### 1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「ログイン」をクリック



### 2. ログインする

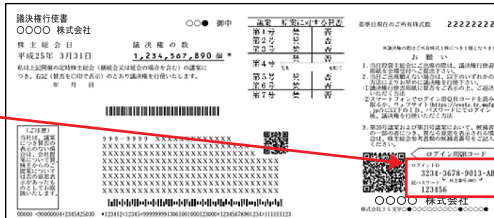
- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ◎ 「ログインID」「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。



- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## ●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### (2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### (3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## 議案及び参考事項

## 議案

## 剰余金の処分の件

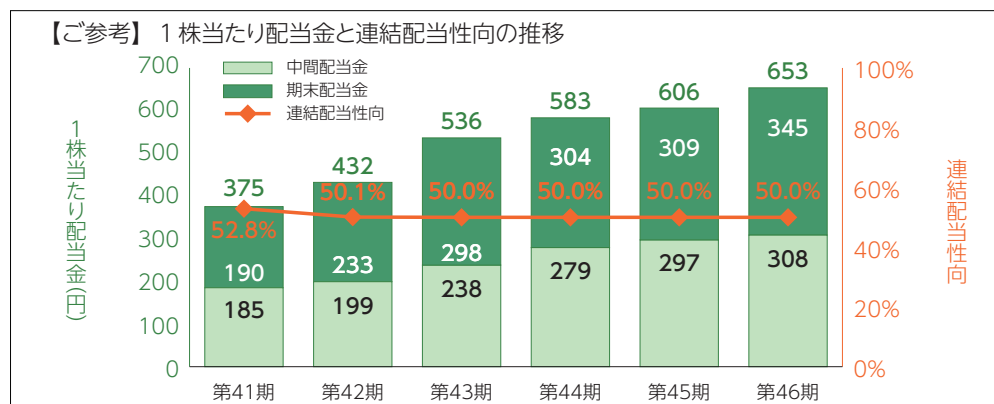
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、1株当たり345円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり308円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より47円増配の1株当たり653円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり345円 総額23,675,464,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月29日



〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、企業業績や雇用情勢の改善など、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、通商問題の動向が世界経済に与える影響の不確実性の高まりや消費増税に伴う消費減退への懸念等に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行の実体経済への影響は計り知れず、先行きの不透明さが増す状況となりました。

住宅業界においては、新設住宅着工戸数は2019年4月～2020年3月累計で前年同期比7.3%の減少となりました。当社グループが主力とする賃貸住宅分野においても、金融機関の融資厳格化等の影響により、貸家着工戸数が前年同月比19ヶ月連続して減少しました。

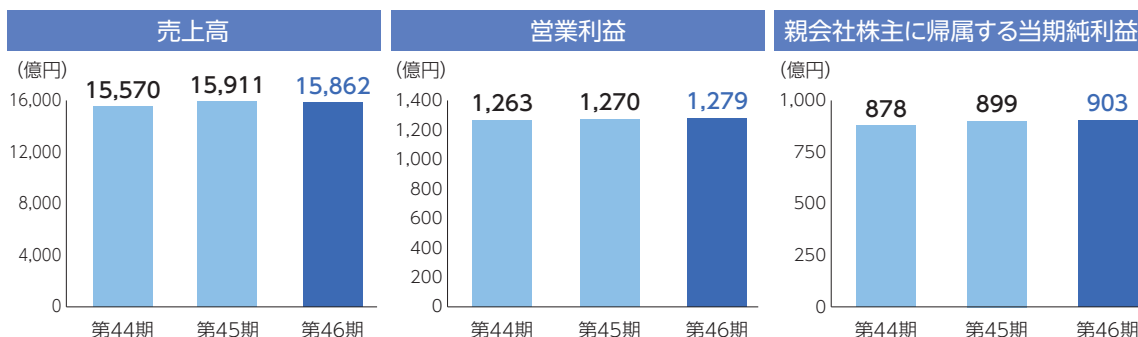
一方で、利便性の高い、安心・快適な賃貸住宅の需要は引き続き底堅く推移するものと見込まれます。賃貸住宅分野は、入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、入居者様の多様化するニーズに応え、災害に強い防災賃貸住宅、環境に配慮した賃貸住宅、ライフスタイルに合わせたスマート賃貸住宅などの提供に取り組む必要があります。

このような環境の中、中期経営計画「新5ヵ年計画」（2019年度～2023年度）の初年度として、基本方針「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業へ」の下、賃貸住宅事業以外の新しい取り組みをスタートすることができました。

## ② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆5,862億93百万円（前期比0.3%減）、営業利益1,279億56百万円（前期比0.7%増）、経常利益1,330億28百万円（前期比0.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益903億80百万円（前期比0.5%増）を計上し、減収となったものの、12期連続の増益を達成することができました。

これもひとえに、オーナー様・入居者様・取引先様をはじめとするステークホルダーの皆さまのご支援によるものと感謝申し上げます。

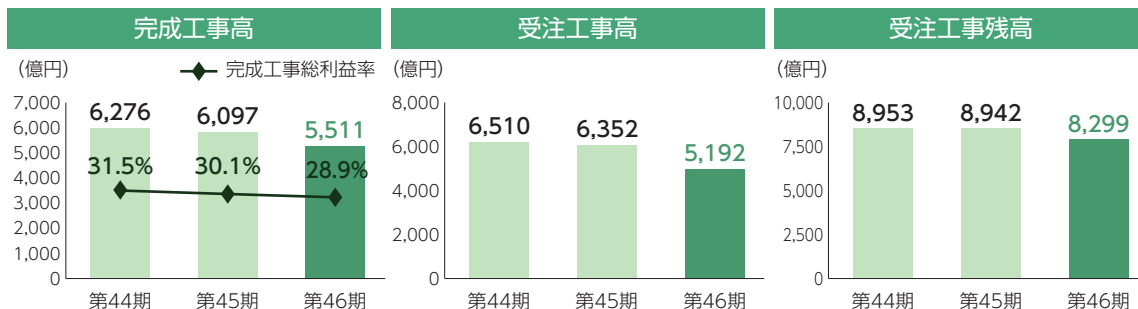


## ③ セグメント別の経過及びその成果

### ■ 建設事業

建設事業につきましては、完成工事高は5,511億3百万円（前期比9.6%減）となりました。完成工事総利益率は、完成工事高減少による固定費率の相対的な上昇等により、前期比1.2ポイント低下の28.9%となりました。

また、受注工事高は、5,192億71百万円（前期比18.3%減）となり、2020年3月末の受注工事残高は、8,299億49百万円（前期比7.2%減）となりました。

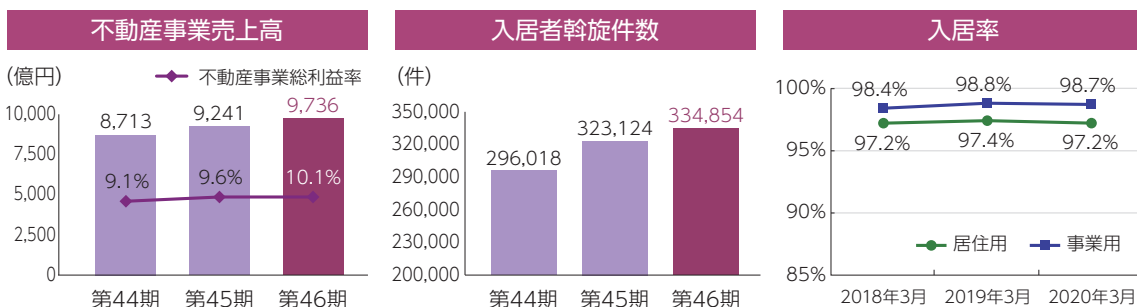


## ■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウスリーブ株式会社の収入拡大などにより、不動産事業売上高は9,736億94百万円（前期比5.4%増）となりました。

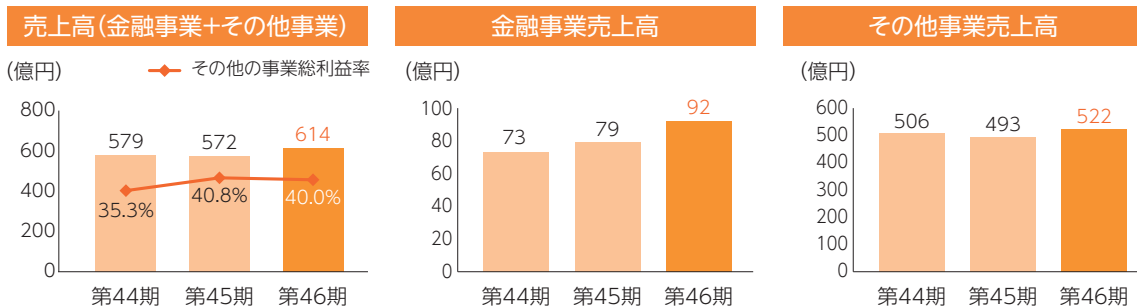
入居者斡旋では、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の新CM放映や年間プロモーションに注力するなど、お部屋探しのお客様への話題性と認知度の向上を図りました。これにより、入居者斡旋件数（※）は、334,854件（前期比3.6%増）となりました。その結果、2020年3月の入居率は、居住用で97.2%（前年同月比0.2ポイント低下）、事業用で98.7%（前年同月比0.1ポイント低下）となりました。

（※）大東建託リーシング株式会社、大東建託パートナーズ株式会社の合計件数（他社管理物件を含む）

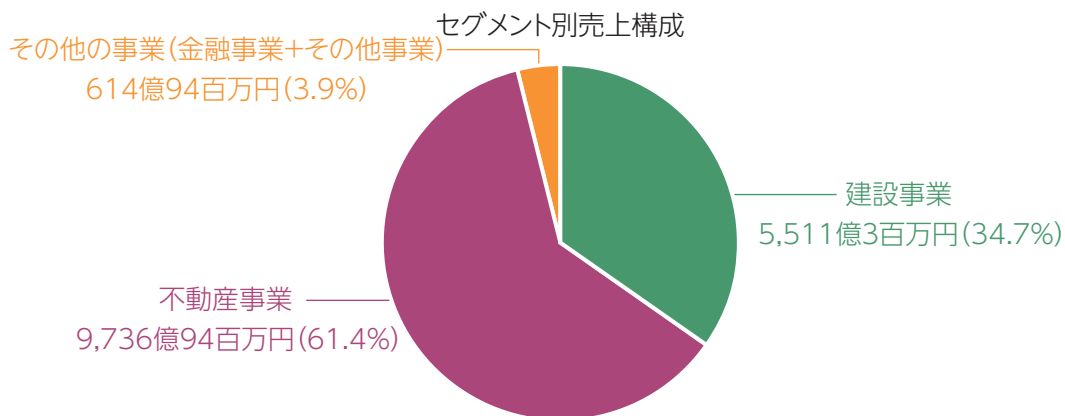


## ■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業の売上高につきましては、614億94百万円（前期比7.3%増）となりました。これは、その他事業において、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループのガス供給戸数および高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数が増加、また大東ファイナンス株式会社の利息収入が増加したことによるものです。



## <セグメント別売上高>



セグメント区分		第45期(ご参考) 売上高(百万円)	第46期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居住用	600,272	536,551	△10.6%
	事業用	3,315	5,175	56.1%
	その他	6,190	9,377	51.5%
	計	609,778	551,103	△9.6%
不動産事業	一括借上	843,537	884,186	4.8%
	営繕工事	26,612	32,023	20.3%
	不動産仲介	19,048	20,302	6.6%
	家賃保証事業	13,007	14,256	9.6%
	電力事業	7,306	7,241	△0.9%
	賃貸事業	6,401	6,628	3.6%
	その他	8,199	9,056	10.4%
計	924,112	973,694	5.4%	
金融事業	計	7,972	9,240	15.9%
その他事業	計	49,314	52,254	6.0%
合計		1,591,178	1,586,293	△0.3%

## (2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大により、当社グループにおいても営業活動の自粛・縮小、工事現場の一時閉鎖・稼働制限などの対応を余儀なくされています。今後、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大し、収束期間が長期化した場合には、建設事業においては受注高や完成工事高の減少、不動産事業においては、景気の後退や雇用情勢悪化による退去者の増加・入居率の低下が想定されます。また、その他事業においては、休業要請に伴う介護・保育サービス利用者の減少や、マレーシアホテルの稼働率の低下など、既に目に見える影響が出てきています。当社グループでは、早期段階でのテレワークや時差出勤の導入など社員とその家族の安全を第一に据えた対策を取りつつ、健全な企業活動と社会貢献を果たすべく、今後の動向を注視してまいります。

一方で、当社グループが提供する商品・サービスは生活に根差した“衣食住”の“住”に携わるものであり、新型コロナウイルス感染症の収束後にはそのニーズは一定程度まで回復するものと考えられます。加えて、この苦境を通じて人々の価値観は少なからず変化し、お客様が商品・サービスを見る目はより一層厳しくなることも想定されます。当社グループとしましては、人々の価値観の変化を敏感に察知し、商品・サービス、営業手法に至るまで、従来の手法にとらわれることなく変化していくことが必要と考えております。また、人口・世帯が長期減少トレンドにある中、持続的な成長を継続するためには、現在の主力事業である建設・不動産事業を核に据えたうえで、8.4万人のオーナー様、200万人の入居者様とともに、生活総合支援企業へとさらに進化していくことが重要であるとと考えています。

このような市場環境の中での更なる成長を目指し、当社グループは2024年3月期を最終年度とする「新5カ年計画」を2020年3月期に策定し、計画の達成に向けた様々な取り組みに着手しています。

「新5カ年計画」の概要及び計画達成に向けたセグメント別の施策は次のとおりです。

### ① 「新5カ年計画」の概要

当社グループは、「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業」に向けて、コア事業（賃貸住宅分野）である建設事業・不動産事業の強化に加え、商業施設・レンタルオフィス等の住宅以外の賃貸事業へ事業領域を広げ、さらにエネルギー等の地域に密着したサービス事業へ事業領域を拡大することで、総合賃貸業を核とした「生活総合支援企業」を目指します。

数値目標としましては、2024年3月期に、売上高2兆2,000億円、営業利益1,800億円、連結営業利益率7%以上、ROE（自己資本当期純利益率）20%以上の実現を目指すとともに、貸家着工戸数におきましては、シェア20%以上を獲得することを設定しております。

#### 新5カ年計画（2024年3月期<第50期>計画）

売上高	2兆2,000億円	営業利益	1,800億円
完成工事総利益率	30%以上	連結営業利益率	7%以上
貸家着工シェア 20%以上	対家賃空家率 4%以下	配当性向・総還元性向 50%	（自己株式の取得は休止 成長投資に充当）



## ② セグメント別の施策

### ■建設事業

建設事業では、全国約4,600エリアでのマーケティング調査に基づき拠点展開を行うなど、市場成長性を考慮した効率的な経営資源の投下を実施いたします。併せて、紹介・反響チャネルの多様化や提携先を増やすことで、契約機会の増加を図るとともに、紹介やリフォームを切り口とした建替市場への取り組みを強化してまいります。また、工事原価の抑制、労働力の確保及び施工体制の強化のため、引き続き、協力会社様との連携強化にも取り組みます。さらに、当社の強みであるダイレクトセールスは強化継続しつつも、今回の新型コロナウイルス禍を踏まえ、デジタルマーケティングやリモート営業など、非対面型の営業手法も積極的に検討してまいります。

### ■不動産事業

不動産事業では、防犯意識の高まりやペットとの共生など、多様化する入居者様ニーズに合わせたサービスの提供による高い入居率を背景に、安定した建物賃貸事業の提供を継続するとともに、入居者のライフスタイルに合わせた良質な住空間と暮らしのサービスを引き続き提供いたします。また、不動産に関する賃貸仲介の枠を超えた様々なニーズにお応えすべく、不動産売買仲介業務を全国に展開し、事業拡大を図ってまいります。さらに、賃貸仲介ブランド『いい部屋ネット』の更なる浸透強化やファン層の拡大のため、店舗と連携したSNS運用や、店舗紹介コンテンツ配信等の店舗ブランディングや販売促進のためのキャンペーン等の施策も実施してまいります。

### ■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業では、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループが提供するLPガスの供給戸数やケアパートナー株式会社の介護・保育施設の更なる拡大を図るとともに、2019年に合併会社を設立したサービスオフィス事業や不動産投資等を推進し、事業領域の拡大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、連結配当性向50%を目標としております。



なお、2020年3月期につきましては、591億円・416.7万株の自己株式の取得を実施し、これにより総還元性向は、配当による50%を合わせ、115.7%となっております。なお前期に取得した自己株式409億円・254.2万株と合わせ、合計約1,000億円・670.9万株の自己株式の消却を2020年3月31日に完了いたしました。

**(3) 設備投資等の状況**

当連結会計年度中の設備投資総額は261億72百万円で、その主なものは、収益不動産の取得、展示場の建設及び新基幹システムの構築であります。

**(4) 資金調達の状況**

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。

**(5) 財産及び損益の状況の推移****① 企業集団の財産及び損益の状況の推移**

区 分	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期
売 上 高(百万円)	1,497,104	1,557,017	1,591,178	1,586,293
営 業 利 益(百万円)	120,162	126,369	127,047	127,956
経 常 利 益(百万円)	124,509	131,533	132,240	133,028
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	82,168	87,829	89,930	90,380
1株当たり当期純利益	1,072円64銭	1,165円29銭	1,212円20銭	1,306円71銭
総 資 産 額(百万円)	781,431	842,978	859,772	880,289
純 資 産 額(百万円)	275,485	297,039	302,298	286,161

**② 当社の財産及び損益の状況の推移**

区 分	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期
売 上 高(百万円)	646,878	634,848	614,059	553,359
営 業 利 益(百万円)	68,568	64,398	61,468	55,474
経 常 利 益(百万円)	85,422	92,553	110,612	97,875
当期純利益(百万円)	59,926	69,020	88,932	78,464
1株当たり当期純利益	782円29銭	915円73銭	1,198円75銭	1,134円43銭
総 資 産 額(百万円)	535,839	577,128	583,819	583,695
純 資 産 額(百万円)	136,759	146,945	153,636	125,430

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東建託パートナーズ株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
大東建託リーシング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業
良部屋商务咨询(上海)有限公司	中国上海市	1,000千 USドル	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介事業
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資等
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.8%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ハウスコムテクノロジーズ株式会社	東京都港区	45百万円	51.8%	広告事業等
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10百万円	51.8%	リフォーム事業
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
株式会社ガスパル	東京都品川区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業等
大東コーポレートサービス株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
大東エナジー株式会社	東京都港区	40百万円	100.0%	電気事業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	クレジットカード決済代行

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガスパル九州	福岡県福岡市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県浦添市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル中国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル四国	岡山県岡山市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル東北	宮城県仙台市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社さくらケア	東京都世田谷区	10百万円	100.0%	訪問介護・看護事業
株式会社うめケア	東京都世田谷区	5百万円	100.0%	訪問介護・看護事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	175,709千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リンギット	100.0%	ホテル事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	79,034千 リンギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	41,229千 USドル	100.0%	不動産開発業
JustCo DK Japan株式会社	東京都港区	100百万円	51.0%	フレキシブル・ワークスペース 事業

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. ジューシー出版株式会社は、2019年5月1日付けで当社の子会社からハウコム株式会社の完全子会社となり、ハウコムテクノロジー株式会社へ社名変更いたしました。
3. 当社の子会社である大東建託リーシング株式会社は、2019年8月15日付けで、良部屋商務諮詢(上海)有限公司を設立いたしました。
4. 当社は、2019年12月5日付けで、JustCo Holdings Pte.Ltd との合同出資により、JustCo DK Japan株式会社を設立いたしました。
5. 当社の子会社であるハウコム株式会社は、2019年7月1日付けで、エスケイビル建材株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株  
 (2) 発行済株式の総数 68,624,536株 (自己株式294,443株を除く。)  
 (3) 株主数 18,136名  
 (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,133	7.48
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,351	6.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,407	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	1,836	2.68
住友不動産株式会社	1,606	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,531	2.23
大東建託協力会持株会	1,514	2.21
株式会社S M B C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,474	2.15
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,301	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385635	1,182	1.72

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (294千株) を控除して計算しております。  
 2. 当社は、自己株式294千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する131千株、株式給付信託が所有する246千株、及び役員報酬BIP信託が所有する59千株は含まれておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 克 満	建築事業本部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長
常 務 取 締 役	竹 内 啓	不動産事業本部長
取 締 役	内 田 寛 逸	関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当
取 締 役	齊 藤 和 彦	建築事業統括本部長
取 締 役	中 川 健 志	事業戦略室長 エネルギー事業担当
取 締 役	佐 藤 功 次	大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 上 文 明	建築事業統括本部副本部長
取 締 役 (社外)	山 口 利 昭	当社ガバナンス委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究学会理事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役
取 締 役 (社外)	佐々木 摩 美	当社ガバナンス委員会委員 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役
取 締 役 (社外)	庄 田 隆	当社ガバナンス委員会委員 宇部興産株式会社社外取締役監査等委員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役 (社外)	鵜 野 正 康	当社ガバナンス委員会委員
監 査 役 (社 外)	蜂 谷 英 夫	当社ガバナンス委員会委員 蜂谷法律事務所代表弁護士
監 査 役 (社 外)	二 見 和 光	当社ガバナンス委員会委員
監 査 役 (社 外)	藤 巻 和 夫	当社ガバナンス委員会委員 藤巻総合コンサルティング代表

- (注) 1. 熊切直美氏は、2019年6月25日開催の当社第45期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 中川健志氏は、2020年3月31日をもって、取締役を辞任いたしました。
3. 山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆の各氏は、社外取締役であります。
4. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
5. 監査役鵜野正康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役藤巻和夫氏は、米国公認会計士の資格を有しており、国際的な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆、並びに監査役鵜野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(2020年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	竹 内 啓	西日本建築事業本部長
取 締 役	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長
取 締 役	佐 藤 功 次	不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 上 文 明	



(参考) 2020年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	鈴 木 崇 之	中京建築事業部長
執 行 役 員	館 正 文	設計統括部長
執 行 役 員	山 田 昭 司	西関東建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	大東みらい信託株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	福 田 和 宣	大東コーポレートサービス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	守 義 浩	大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	川 原 栄 司	大東建託パートナーズ株式会社専務取締役
執 行 役 員	小 石 川 正 幸	営業統括部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	西日本建築事業本部部長
執 行 役 員	松 藤 潤	東京建築事業部長
執 行 役 員	柴 田 哲 也	不動産事業推進部長
執 行 役 員	泉 和 宏	工事統括部長
執 行 役 員	中 村 武 志	業務統括部長
執 行 役 員	白 崎 武	北海道・北信建築事業部長
執 行 役 員	竹 中 郁 裕	東日本建築事業本部部長
執 行 役 員	岡 本 司	経理部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）1名、社外取締役3名全員、及び社外監査役4名全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- A. 業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）との責任限定契約
  - ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- B. 社外取締役との責任限定契約
  - ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- C. 社外監査役との責任限定契約
  - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	12名	1,161百万円
監 査 役	4名	63百万円
合 計 (うち社外)	16名 (7名)	1,224百万円 (99百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2. 上記の取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額311百万円、株式報酬として当事業年度において引当金計上した額313百万円を含んでおります。
3. 取締役（社外取締役を除く。）の支給人数には、2019年6月25日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員数は、取締役11名及び監査役4名であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に0.45%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。  
 なお、2019年6月25日開催の当社第45期定時株主総会において決議いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬は、上記の報酬等の額とは別枠であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、退職慰労金として、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において決議いただいた退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役1名に対して、総額22百万円を支払っております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

### ① 取締役の報酬等の内容及び決定方法

#### a. 報酬等の内容

取締役の報酬は、固定枠としての基本報酬、変動枠としての賞与、及び株式報酬を設けております。いずれの報酬総額も、株主総会にて承認された限度額以内としております。

- ・基本報酬（固定枠）

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して、各取締役の報酬額を決定しております。

基本報酬の総額は、年額10億円（うち、社外取締役は5,000万円以内）としております。

- ・賞与（短期業績連動報酬）

当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率（0.45%）を乗じて取締役の賞与総額を算出し、一定の業績達成を条件に、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。

賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給いたしません。

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）

当事業年度より、2019年6月25日開催の第45期定時株主総会における決議に基づき、当社業績及び株主価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との利害共有を強化することを目的に、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代わる中長期業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

当事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度、および以降の各3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに合計19億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します。当社は信託期間中、取締役に対するポイントの付与を行いますが、対象期間である3事業年度を対象として取締役に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は210,000ポイント（210,000株）とし、ポイント付与にはROE 20%および配当性向50%の達成を条件とします。

本制度は業績連動部分と非業績連動部分から構成されます。業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等（2019年に設定する制度では連結営業利益成長率を採用）に応じて0%～150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

業績連動部分は対象期間終了後、非業績連動部分は取締役の退任時、信託は取締役に対してポイント数に応じて当社株式等の交付および換価処分金相当額の給付を行います。

当社は、信託の信託期間満了時において、新たな信託を設定し、または信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています（当該信託契約の変更および追加信託がされた場合には、信託の設定がされたものと同様に扱う）。信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）および金銭があるときは、これらの金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円の範囲内とします。

## b. 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。

なお、当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬に反映させております。

## ② 監査役の報酬等の内容及び決定方法

### a. 報酬等の内容

監査役の報酬総額は、株主総会で承認された年額1億円以内としております。

### b. 決定方法

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

(参考) 取締役の報酬等の体系

報酬の種類		内容	固定/変動	報酬限度額/条件
基本報酬		企業業績、従業員の昇給率、勤続年数、業界他社の報酬、貢献度などを考慮して決定。	固定	〈上限〉：総額10億円/年 (うち社外取締役5,000万円以内)
賞与		連結当期純利益に0.45%を乗じて総額を算出し、各取締役の単年度の貢献度などを考慮して各取締役への支給額を決定。	変動	〈上限〉：総額10億円/年 (社外取締役は対象外) 〈条件〉：連結当期純利益200億円超 かつ 一定の業績達成
株式報酬	業績連動	役位を基準とし、3年間の業績目標などの達成度に応じて0~150%を乗じて決定。対象期間(3事業年度)終了後に給付。	変動	〈上限〉：拠出総額19億円/3年 かつ 普通株式の総数21万株/3年 〈条件〉：ROE 20%以上 かつ 配当性向50%以上
	業績非連動	役位を基準として決定。取締役退任時に給付。	固定	
(ストックオプション) ※2019年度以降、 新規の割当てなし		単年度の評価に基づいて決定。	変動	〈上限〉：総額5.3億円/年 かつ 新株予約券の総数92,000株/年

〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当社との関係

#### a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
山口利昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究学会理事	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役	
佐々木 摩 美	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役	取引関係はありません。
庄 田 隆	宇部興産株式会社社外取締役監査等委員	いずれも取引関係はありません。

#### b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜野正康	該当はありません。	—
蜂谷英夫	蜂谷法律事務所代表弁護士	取引関係はありません。
二見和光	該当はありません。	—
藤巻和夫	藤巻総合コンサルティング代表	取引関係はありません。

(注) 監査役蜂谷英夫氏は、2011年7月に当社との間で請負金額を23百万円とする建築工事請負契約を締結いたしました。2012年1月に建築工事を完了し、建物の引渡しを完了しております。  
なお、請負金額については、他の顧客と同様の条件にて決定しております。



## ② 当事業年度における主な活動状況

## a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
山口利昭	13回中13回 (100%)	取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
佐々木摩美	13回中13回 (100%)	取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントに携わってこられた豊富な経験や知識を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
庄田隆	13回中13回 (100%)	取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者として長年活躍されてこられた豊富な経験や知識、及び企業経営者としてCSR活動にも積極的に取り組んでこられた豊富な知見を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

## b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に係る高い専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
蜂谷英夫	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
二見和光	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
藤 巻 和 夫	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)	取締役会では、上場会社での社外監査役の経験、米国公認会計士としての専門的な知識、及びコンサルタントとして経営に関与してきた豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

### ③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	108百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	158百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大東ファイナンス株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

#### ② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- 2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの基準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

#### ③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。

- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
- 4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
- 6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

**④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
  - 2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
  - 3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に係る課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
  - 4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的に開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記3)記載の会議体に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。

- 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
  - 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。  
必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ **監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 1) 監査役職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
  - 2) 監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
  - 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
  - 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

## ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社の行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内イントラネット等に掲載し、随時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議（業務執行取締役3名及び常勤監査役1名を含むメンバーで構成）を定期的で開催しています。当事業年度は同会議を8回開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。当事業年度は同研修を4回実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室に内部通報窓口を設け、社内イントラネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。



## ② リスク管理に関する取り組み

- 1) コンプライアンス推進会議にて、コンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対応・対策を審議しております。また、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監視しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。

## ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、総務部にて適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置し、事業分野内の職務執行を行っております。

- 4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会または経営会議に報告されております。

#### ④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、4名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監視を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者5名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

#### ⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役または執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を6回開催し、各グループ会社の主要経営指標の報告・確認を行うとともに、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

## 【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの概要

### 1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

### 2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

#### ①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

#### ②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員7名（社外取締役3名、社外監査役4名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者15名中7名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

#### ③ガバナンス委員会の設置

当社では、任意の委員会として、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計・個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案や取締役候補者案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言等を行っております。

#### ④業務執行取締役の評価制度

当社では、ガバナンス委員会が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬に反映させております。

#### ⑤取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした業績連動型株式報酬を設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び業績連動型株式報酬については、社外取締役へ支給しておりません。

#### ⑥経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

（備考）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第45期(ご参考) (2019年3月31日現在)	第46期 (2020年3月31日現在)	科目	第45期(ご参考) (2019年3月31日現在)	第46期 (2020年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>484,700</b>	<b>490,604</b>	<b>流動負債</b>	<b>290,155</b>	<b>318,519</b>
現金預金	188,614	159,930	工事未払金	45,687	54,760
金銭の信託	16,000	14,000	1年内返済予定の長期借入金	19,816	21,640
完成工事未収入金等	67,325	76,456	リース債務	200	210
有価証券	12,509	4,028	未払法人税等	28,324	30,081
未成工事支出金	14,144	12,098	未成工事受入金	48,141	40,258
その他のたな卸資産	7,412	4,329	前受金	65,867	89,571
前払費用	66,861	69,187	賞与引当金	21,363	14,131
営業貸付金	93,259	127,592	完成工事補償引当金	1,016	819
その他	18,881	23,462	預り金	8,782	10,003
貸倒引当金	△308	△481	その他	50,957	57,041
<b>固定資産</b>	<b>375,071</b>	<b>389,684</b>	<b>固定負債</b>	<b>267,318</b>	<b>275,609</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>166,595</b>	<b>175,304</b>	長期借入金	72,300	61,110
建物・構築物	51,415	58,782	リース債務	648	514
機械・装置	34,476	35,641	繰延税金負債	297	308
工具器具・備品	2,117	2,787	一括借上修繕引当金	134,732	151,862
土地	76,364	76,432	退職給付に係る負債	13,387	15,228
リース資産	1,211	974	長期預り保証金	34,109	33,644
その他	1,010	685	その他	11,843	12,940
<b>無形固定資産</b>	<b>27,896</b>	<b>28,282</b>	<b>負債合計</b>	<b>557,473</b>	<b>594,128</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>180,579</b>	<b>186,098</b>	<b>純資産の部</b>		
投資有価証券	53,167	45,799	<b>株主資本</b>	<b>305,988</b>	<b>295,929</b>
劣後債及び劣後信託受益権	11,140	10,642	資本金	29,060	29,060
繰延税金資産	71,406	83,234	資本剰余金	34,540	34,540
その他	49,354	51,548	利益剰余金	297,952	243,349
貸倒引当金	△4,488	△5,127	自己株式	△55,565	△11,021
<b>資産合計</b>	<b>859,772</b>	<b>880,289</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△7,071</b>	<b>△13,412</b>
			その他有価証券評価差額金	6,486	767
			繰延ヘッジ損益	222	258
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	△3,207	△3,841
			退職給付に係る調整累計額	△2,989	△3,011
			<b>新株予約権</b>	<b>491</b>	<b>482</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>2,889</b>	<b>3,161</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>302,298</b>	<b>286,161</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>859,772</b>	<b>880,289</b>

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第45期(ご参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		第46期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	609,778		551,103	
不動産事業売上高	924,112		973,694	
その他の事業売上高	57,286	1,591,178	61,494	1,586,293
売上原価				
完成工事原価	426,014		391,992	
不動産事業売上原価	835,194		874,962	
その他の事業売上原価	33,925	1,295,134	36,874	1,303,829
売上総利益				
完成工事総利益	183,764		159,111	
不動産事業総利益	88,918		98,731	
その他の事業総利益	23,361	296,044	24,620	282,463
販売費及び一般管理費		168,996		154,506
営業利益		127,047		127,956
営業外収益				
受取利息	509		436	
受取配当金	248		268	
受取手数料	3,456		3,101	
持分法による投資利益	229		829	
雑収入	1,616	6,059	1,572	6,209
営業外費用				
支払利息	229		210	
貸倒引当金繰入額	96		92	
支払手数料	91		-	
債権売却損	-		274	
雑支出	450	867	559	1,137
経常利益		132,240		133,028
特別利益				
固定資産売却益	60		22	
投資有価証券売却益	1,065	1,126	960	982
特別損失				
固定資産除売却損	665		620	
減損損失	29		34	
災害による損失	12		216	
投資有価証券売却損	316		7	
投資有価証券評価損	-	1,024	118	997
税金等調整前当期純利益		132,342		133,014
法人税、住民税及び事業税	51,736		51,572	
法人税等調整額	△9,753	41,982	△9,272	42,299
当期純利益		90,359		90,714
非支配株主に帰属する当期純利益		428		334
親会社株主に帰属する当期純利益		89,930		90,380

## 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科 目	第45期(ご参考) (2019年3月31日現在)	第46期 (2020年3月31日現在)	科 目	第45期(ご参考) (2019年3月31日現在)	第46期 (2020年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>332,337</b>	<b>329,253</b>	<b>流動負債</b>	<b>344,317</b>	<b>380,832</b>
現金預金	137,726	105,732	工事未払金	41,533	50,306
完成工事未収入金	55,598	63,903	1年内返済予定の長期借入金	19,816	21,640
有価証券	12,499	3,998	リース債務	34	35
未成工事支出金	13,843	11,538	未払金	19,732	17,625
原材料及び貯蔵品	6,735	3,612	未払法人税等	10,806	10,898
関係会社短期貸付金	94,050	128,380	未払消費税等	2,861	1,719
前払費用	813	700	未成工事受入金	47,825	39,778
未収入金	4,738	5,728	前受金	531	114
立替金	4,666	4,456	預り金	183,246	227,422
その他	1,970	1,680	賞与引当金	15,315	9,817
貸倒引当金	△305	△478	完成工事補償引当金	924	739
<b>固定資産</b>	<b>251,482</b>	<b>254,442</b>	その他	1,690	734
<b>有形固定資産</b>	<b>28,762</b>	<b>35,970</b>	<b>固定負債</b>	<b>85,865</b>	<b>77,433</b>
建物	1,971	8,823	長期借入金	72,300	61,110
構築物	49	263	リース債務	88	59
機械・装置	279	198	退職給付引当金	7,057	8,533
工具器具・備品	521	927	その他	6,419	7,729
土地	25,132	25,435	<b>負債合計</b>	<b>430,183</b>	<b>458,265</b>
リース資産	114	87	<b>純資産の部</b>		
建設仮勘定	692	234	<b>株主資本</b>	<b>146,675</b>	<b>124,699</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>23,707</b>	<b>23,820</b>	資本金	29,060	29,060
ソフトウェア	13,925	17,823	資本剰余金	34,540	34,540
ソフトウェア仮勘定	9,627	5,844	資本準備金	34,540	34,540
その他	154	153	利益剰余金	138,639	72,118
<b>投資その他の資産</b>	<b>199,012</b>	<b>194,650</b>	利益準備金	7,265	7,265
投資有価証券	31,824	23,770	その他利益剰余金	131,374	64,853
劣後債及び劣後信託受益権	11,140	10,642	繰越利益剰余金	131,374	64,853
関係会社株式	122,536	122,839	自己株式	△55,565	△11,021
関係会社長期貸付金	—	80	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,500</b>	<b>279</b>
繰延税金資産	10,352	11,583	その他有価証券評価差額金	6,486	231
差入保証金	10,094	10,107	繰延ヘッジ損益	222	258
その他	13,520	16,209	土地再評価差額金	△209	△209
貸倒引当金	△456	△582	<b>新株予約権</b>	<b>460</b>	<b>451</b>
<b>資産合計</b>	<b>583,819</b>	<b>583,695</b>	<b>純資産合計</b>	<b>153,636</b>	<b>125,430</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>583,819</b>	<b>583,695</b>



# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第45期(ご参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		第46期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	610,468		551,382	
不動産事業等売上高	3,591	614,059	1,977	553,359
売上原価				
完成工事原価	422,484		384,617	
不動産事業等売上原価	1,802	424,287	565	385,183
<b>売上総利益</b>				
完成工事総利益	187,984		166,764	
不動産事業等総利益	1,788	<b>189,772</b>	1,412	<b>168,176</b>
販売費及び一般管理費		128,304		112,702
<b>営業利益</b>		<b>61,468</b>		<b>55,474</b>
営業外収益				
受取利息	248		311	
有価証券利息	284		263	
受取配当金	43,796		36,866	
受取手数料	3,149		2,815	
雑収入	2,463	49,942	2,817	43,074
営業外費用				
支払利息	210		198	
貸倒引当金繰入額	96		80	
支払手数料	91		—	
雑支出	400	798	395	673
<b>経常利益</b>		<b>110,612</b>		<b>97,875</b>
特別利益				
投資有価証券売却益	1,065		960	
関係会社株式売却益	—	1,065	45	1,005
特別損失				
固定資産除売却損	222		105	
投資有価証券売却損	12		7	
投資有価証券評価損	—	234	118	231
<b>税引前当期純利益</b>		<b>111,443</b>		<b>98,648</b>
法人税、住民税及び事業税	20,725		18,670	
法人税等調整額	1,786	22,511	1,514	20,184
<b>当期純利益</b>		<b>88,932</b>		<b>78,464</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

大東建託株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 中 康 行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志 賀 健一朗	Ⓔ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

大東建託株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 中 康 行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志 賀 健一朗	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鵜野正康 ㊟

監査役 蜂谷英夫 ㊟

監査役 二見和光 ㊟

監査役 藤巻和夫 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以上

# 株主総会 会場ご案内図

会場

東京都港区高輪3丁目13番1号

グランドプリンスホテル高輪 B1F プリンスルーム

※開催場所が昨年度と異なりますので、お間違いないようご注意ください。

電話：03-3447-1111



グランドプリンスホテル高輪



交通のご案内

**A** JRまたは京浜急行 「品川駅」 高輪口より 徒歩約8分

**B** 都営地下鉄 浅草線 「高輪台駅」 A1出口より 徒歩約6分

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※品川駅高輪口より無料シャトルバスが運行しております。当日の運行状況についてはホテルHPをご参照ください。

ご来場の株主様へのお土産の配布については、今年度は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

